

## ○ 特定事業主行動計画の実施状況

□ 女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項に基づく取組の実施状況の公表（令和 3 年 5 月公表）

### 1 子どもたちの健やかな育成のために <職業生活と家庭生活との両立>

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	目 標	
						数 値	年 度
年次有給休暇 (20 日) <sup>(※)</sup> 取 得 率	7 5 %	7 8 %	7 5 %	7 5 %	7 7 %	9 5 % 以上	R3 年度

※ 各年度の 4～12 月及び前年度の 1～3 月の数値を用いて算出

### 2 女性はその個性と能力を十分に発揮できるように <職業生活と家庭生活との両立>

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	目 標	
						数 値	年 度
男性職員の就学前 子ども看護休暇 <sup>(※1)</sup> 及び家族看護休暇 <sup>(※2)</sup> の合計取得率 <sup>(※3)</sup>	3 1 %	1 6 %	3 3 %	4 0 %	2 2 %	5 0 % 以上	R3 年度

※ 1 中学校就学前の子の看護や世話等を行う場合の休暇（年間 5 日以内：対象の子が 2 人以上の場合は、10 日以内）

※ 2 家族の看護、病院への送迎、PTA への参加等を行う場合の休暇（年間 5 日以内）

※ 3 各年度の 4～12 月及び前年度の 1～3 月の数値を用いて算出

### <取組内容>

平成 28 年度	・連続休暇の取得推進	・行事への参加促進	・祝日勤務の見直し
平成 29 年度	・休暇予定表の作成	・家族行事の把握	・ノー残業デーの設定
平成 30 年度	・休暇予定日の明示	・業務分担の見直し	・アニバーサリー休暇の設定
令和 元 年度	・多能工化による多忙業務の平準化	・早出勤による時間外勤務の削減	
令和 2 年度	・ごみ処理施設内への事務局移転による効率化及び繁忙時応援体制の強化		